

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に
基づく外部検証の実施報告書

2017 年 10 月 10 日

国立研究開発法人
森林研究・整備機構
理事長 沢田 治雄 殿

茨城大学 農学部
准教授
上塚 浩司

筑波大学 医学医療系 生命科学動物資源センター
教授/センター長
杉山 文博

国立研究開発法人 農業・食品産業技術
総合研究機構 企画調整部 つくば技術支援センター
家畜業務第3課長
中村 義男

貴機関で実施された平成 28 年度自己点検及び評価の結果について、検証を下記のとおり実施したことを報告します。

記

対象機関：国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所
実施日時：平成 29 年 10 月 2 日

実施方法

- ・ 貴機関が実施した「動物実験等に関する自己点検及び評価報告書（平成 28 年度）」と関連資料の事前確認。
- ・ 「動物実験等に関する自己点検及び評価報告書（平成 28 年度）」と関連資料に基づくヒアリング。
- ・ ヒアリング時に口頭で意見を述べるとともに、関連資料を説明

検証結果の概要

国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所における動物実験等に関する自己点検及び評価報告書（平成 28 年度）について検証を実施した。所内要領、動物実験委員会、施設等の維持管理、動物実験計画の審査及び実施、動物実験の実施結果報告、動物実験の健康及び安全の保持、生活環境の保全、人への危害防止・環境保全の防止、安全管理に関する注意を要する実験動物、地震・火災の緊急時対応、教育訓練について、改善が望まれる指摘事項は複数あるが、概ね農林水産省の基本指針および環境省の実験動物飼養保管基準に適合した運営体制と動物実験の実施状況が認められる。動物実験の実施と実験動物の飼養保管のさらなる適正化を目指して、指摘事項に関する一層の改善の取組みに期待する。検証内容の詳細は別添資料参照。

以上

(別添資料)

「農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」に
基づく外部検証の詳細について

実施場所：森林総合研究所 第2会議室

貴機関の対応者：

坪山 良夫（企画部長）

尾崎 研一（研究ディレクター）

岡 輝樹（野生動物研究領域長）

永山 正一（研究管理科長、平成28年度動物実験委員会委員）

松崎 智徳（研究安全管理室）

検証結果の個別内容に関するコメント

1. 所内要領

国立研究開発法人森林研究所・整備機構における動物実験等の実施に関する指針（研究所指針）には、農林水産省の所管する研究機関等における動物実験等の実施に関する指針（基本指針）が明記され、動物実験の実施に必要な内容が備えられていると判断できる。ただし、貴機関における適切な動物実験の実施を向上させるため、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（飼養保管基準）の項目や文章等も参考に、運用の実態を担保する所内要領を整えることを検討いただきたい。また基本指針では規程の策定となっており、文言の整合性をとるため研究所指針は規程に変更することが望ましい。

2. 動物実験委員会

動物実験委員会では、理事長からの諮問を受けて、動物実験計画の審査、評価、実施状況及び履行結果の把握等を行い、理事長へ報告又は助言を行っており、概ね基本指針に沿った体制であると判断できる。ただし、適切な動物実験委員会の運営のため、現在委員会が実施している全てについて担保する規定を研究所指針に追加もしくは運営細則の設置にて整備することが今後望まれる（審査範囲、役割、任期、審査手順等）。

3. 施設等維持管理

動物実験委員会は毎年度使用される飼育施設について衛生面と安全面から実施調査が行われており、概ね基本指針に沿った体制であると判断できる。ただし、適切な動物実験の実施のためには理事長が飼育施設を把握する体制が必要である。そこで今後、飼育施設の申請と承認及び廃止の制度を取り入れる他、施設には管理者及び実験動物管理者を置き、飼養基準に沿い責任体制を整備することが望ましい。

4. 動物実験計画書の審査及び実施

動物実験計画書及び動物実験許可書が整備され、基本指針に沿った体制と判断できる。また、本機関内で実施する計画と他機関で実施する計画（先方の機関承認を確認済み）の審査記録が保管されており、適切に行われていると判断できる。ただし、現在使用している動物実験計画書は研究目的や実施内容を全て動物実験の概要に記載する形式となっており、研究の目的・意義・必要性、動

物の種類・数、安楽死方法、安全管理方法が読み取り易い項目立てに変更することが望まれる。更に委員会及び動物責任者が苦痛の程度を把握するため、SCAW のカテゴリーを一項目として設けることも望まれる。

5. 動物実験の実施報告

動物実験履行報告書が整備され、全ての動物実験責任者が履行報告済みであることより、適切な動物実験の実施報告が行われていると判断できる。ただし、実施状況の詳細な把握のため、動物実験履行報告書に使用動物数を記載する項目を追加することが望まれる。

6. 動物実験の健康及び安全の保持

各飼育施設の動物実験実施者が概ね適切な飼養を行っていることが伺われる。ただし、施設毎、標準操作手順書を作成し、動物実験実施者が代わっても同じ手順にて動物を飼養保管できる体制を整えること、更に実験動物の記録管理の適正化を図るため、実施者のノートではなく、施設毎、定型化した入手先、飼育記録、病歴等に関する記録簿を整備することが望まれる。

7. 生活環境の保全、人への危害・環境保全の問題の防止、安全管理に注意を要する実験動物

動物実験の廃棄物は産業廃棄物として処理しており、大学などと異なり安全管理を必要とする特殊な動物実験は機関内で行われていないことから、適切な安全管理が行われていると概ね判断できる。ただし、毒劇物を使用する動物実験申請の可能性や野生動物の人獣共通伝染病保有の可能性等を考慮し、動物実験廃棄物の取扱い方法を本機関の廃棄物管理規程等の関連規定内に追加することが望まれる。

8. 地震、火災等の緊急時の対応

動物実験における緊急時等対応の手引きが整備されており、適切に地震・火災の緊急時対応が可能と判断される。ただし、施設毎、緊急の時連絡先が分かるフローチャートを整備することが望まれる。

9. 教育訓練

動物実験に関わる者は毎年 CITI JAPAN の動物実験のコースを受講しており、適切な教育訓練が行われていると判断できる。ただし、本機関の飼養動物は特殊な動物種が多いため、各動物種にあった人獣共通伝染病の教育訓練を委員会が主催し実施することが望まれる。

10. その他

自己点検・評価や情報公開の項目はないが本ヒアリングと資料から適切に行われていると判断できる。ただし、本評価項目は文科省が所管する動物実験の外部検証や厚労省が所管する機関の外部検証の項目立てとは少し異なると思われ、情報公開の点からも今後共通できる部分はなるべく同じような項目立てに変更することが望まれる。

以上